

○電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を改正する省令案の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

意見募集後の修正案	意見募集時の改正案	現行
<p>(予備品) 第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する無線設備であつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号の規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。</p> <p>4 第二項に規定するレーダーであつて、現用する同項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号から第四号までの規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(予備品) 第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に掲げる無線設備であつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものについては、第一項第一号及び第二項第一号から第四号までの規定にかかわらず、その備付けを要しないものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(予備品) 第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に掲げる無線設備であつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものについては、第一項第一号の規定にかかわらず、送信のための終段電力増幅用半導体素子を現用数と同数備え付けるものとする。</p> <p>4 (略)</p>

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

意見募集後の修正案	意見募集時の改正案	現行
<p>（レーダー） 第四十八条（略） 2 船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならぬレーダーであつて、無線航行のためのものは、前項各号（第四号、第七号口及び第八号を除く。）の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一 十四（略） 十五 三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもののパルス幅は、次のとおりであること。 イ P・O・N電波を使用する場合 一・二マイクロ秒以下 ロ Q・O・N電波を使用する場合 二・二マイクロ秒以下 十六（略）</p>	<p>（レーダー） 第四十八条（略） 2 船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならぬレーダーであつて、無線航行のためのものは、前項各号（第四号、第七号口及び第八号を除く。）の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一 十四（略） 十五 三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するもののパルス幅は、次のとおりであること。 イ P・O・N電波を使用する場合 一・二マイクロ秒以下 ロ Q・O・N電波を使用する場合 二・二マイクロ秒以下 十六（略）</p>	<p>（レーダー） 第四十八条（略） 2 船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならぬレーダーであつて、無線航行のためのものは、前項各号（第四号、第七号口及び第八号を除く。）の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一 十四（略） 十五（略）</p>